

平成28年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長部局）【平成29年10月末現在】

監査テーマ: 委託事業にかかる財務事務の執行について

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	1	45	広報統計課	広報配達委託料	検査日として「相手方の給付が完了した年月日」を記入することは、「財務会計事務マニュアル」を一律に当てはめたものではあるが、広報はちのへ個別配達業務委託の実態に合っていない。事業の実態に即した検査日を記入するよう、一律に検査年月日として「相手方の給付が完了した年月日」とすることは避け、「財務会計事務マニュアル」の改訂を求めるべき。	平成29年度から、検査日を業務完了報告書及び配布明細書で履行確認した日とした。 なお、「財務会計事務マニュアル」は、「相手方の給付が完了した年月日又は相手方からの報告書等を確認した年月日(契約書等に基づき履行を確認した日とする)」と平成29年4月に改訂している。	措置済
意見	1	46	広報統計課	広報配達委託料	委託先事業者と配布担当者とは請負契約(民法第632条)を結んでいる。本委託事業の運営上、契約書に、請負契約に関連する法令の遵守事項を盛り込むことが望ましい。	平成29年度から、戸別配達委託業務の実施に当たっては、諸法令を遵守しなければならない旨の条項を契約書に記載した。	措置済
結果	2	47	広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	本事業実施のためスタッフ3名(A,B,C)を新規雇用していた。そのうちAについては、雇用にあたり提出された被災証明書及び出勤簿上の姓と、労働者名簿・雇用契約書上の姓が改姓により異なっていた。 また、Bについては、名刺作成時に記入されていた名前が芸名となっており、雇用契約上の名前が異なっていた。 これら2名については、なりすましを防止するため、名前が異なる事実を明らかにする書面を提出させる必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、雇用が伴う委託事業を行う場合、本人確認のため委託先事業者から改姓の事実や芸名での活動に係る文書を提出させる。	措置済
結果	3	48	広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	委託業務内容について契約書第1条では、「別紙「緊急雇用創出事業委託業務仕様書」による」と定めているが、仕様書名は「緊急雇用創出事業『地域資源発信・交流促進業務』委託仕様書」となっており、両者が一致していない。 契約書の文言と実際の仕様書名は一致させておく必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、委託事業の実施に当たっては、契約書の文言と仕様書名を一致させる。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	4	48	広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	契約書第16条において、成果品を提出させることになっていることから、番組の放送内容は、記録して残せる媒体を仕様書で定めて、成果品として提出させ、検査をする必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、同様の委託を行う場合には、番組の放送内容を入れた記録媒体を成果品として提出させ、検査する。	措置済
意見	2	49	広報統計課	地域資源発信・交流促進事業委託料	今回雇用された3人は国の緊急雇用の要件には合致しているが、当該事業は「離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者」を対象としていることから、緊急雇用の本旨に鑑みて、その必要性・妥当性を十分に吟味する必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、離職者の雇用が要件とされている事業を行う場合、事業の趣旨及び雇用要件に鑑み、その必要性・妥当性を確認する。	措置済
意見	3	52	南郷事務所	コミュニティバス運行委託料	予定価格を積算するにあたり、複数のバス事業者から参考見積を徴収しているが、FAXで入手・保管しており、原本を徴していないため、原本を入手して適切に保管し、利用可能な状態としておく必要がある。	平成29年度から、委託料積算に際し、参考見積の原本を徴収している。	措置済
結果	5	55	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	実施報告書に目次と通しページ番号がなく、製本もされていなかった。この状態では、実施報告書の一部に抜けや漏れがあった場合に気づきにくく、散逸してしまう危険性がある。市は、実施報告書の書式・体裁を定めて、仕様書に明記すべきである。製本したものと電子データの両方を提出させることが望ましい。	平成28年度から、実施報告書に目次とページ番号を付して提出させている。 また、平成29年度から、市が指定する様式で報告書を作成・提出するよう仕様書に明記した。	措置済
結果	6	55	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	実施報告書において【結果 5】で記載した実施報告書の不完全性ともあいまって、委託先事業者が仕様書に基づく契約義務を漏れなく履行したかどうかの確認・検査が不十分であったことを示している。実施報告書に記載がない以上、契約義務が確実に履行されたかについて否定せざるをえない。市担当者は記憶に頼るのではなく、実施報告書上後日検証可能な形で確認する必要がある。	平成29年度から、仕様書に基づく契約の履行を確認できるよう、契約書に実施報告書の提出を明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	7	56	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	再委託について、契約書では原則として再委託は出来ないが委託者の承認を受けた場合には、委託作業の全部又は一部を再委託することが可能となっている。 一者随意契約の場合には、委託業務全部の再委託が可能であるかのような契約書の記載については見直しが必要である。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、委託業務の全部の再委託を禁止する旨、契約書の条文を修正した。	措置済
意見	5	57	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	アートプロジェクトという事業の性格上、予定していたアーティストの招聘が困難となったり、実施時期の変更は十分に想定されるが、業務委託においては仕様書どおりの実施が要請されることから個々に市と協議せざるを得ず、柔軟に実施内容を組み替えていくことは困難と推測される。随意契約理由にもあるとおり、地域住民との連携体制が構築されていることは市も認めているので、近い将来において委託でなく補助事業とすることを検討すべきである。	市が実施主体となって行うべき事業であり、他の実施主体に助成する補助事業には馴染まないと考えている。	現状維持
意見	6	57	まちづくり文化推進室	4.アートプロジェクト委託料	『【結果6】履行の確認について』に記載したように、本委託事業においては委託先事業者が必ずしも仕様書の記載どおりに業務を遂行したかが明らかでない。そもそも仕様書上、委託先事業者の裁量の範囲が広く規定されている。アートプロジェクトの性質上、このような記載とせざるを得ないとすれば、委託先事業者に仕様書と整合する委託業務実施計画書を作成・提出させ、市として承認する仕組みをとる必要がある。	平成29年度から、実施計画書の提出時期を3期に分け、随時市と協議しながら実施内容を決定するよう仕様書に定めた。	措置済
意見	7	57	まちづくり文化推進室	アートプロジェクト委託料	実績報告書について、委託先事業者がその公費を適切に使用しているかどうか、支出金額が妥当であったかどうかについて、検討する必要がある。コスト情報を含めた実績報告書等の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。支出内訳の根拠を明文化し、書式等についても明らかにし、支出だけでなく収支全体の報告を受ける必要がある。	平成29年度から、市が定める様式により実績報告書及び収支報告書を提出するよう仕様書に明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	8	60	まちづくり文化推進室	まちなかチャレンジショップ設置事業委託料	契約書に定められている成果品の提出及び検査について、当該事業の成果品として何を求めているかが明示されておらず、これに伴い、検査がどのように行なわれたかも不明と言わざるを得ないことから、市は、成果品として何を提出させるかにつき、契約書あるいは仕様書で成果品の内容を明らかにし、漏れなく提出させるようにすべきである。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、委託契約により成果品を求める際には、契約書等に具体的な内容を明記する。	措置済
結果	9	62	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	仕様書の内容が包括的に過ぎ、委託先事業者がいつ、何をどこまでどのように実施すればよいか不明である。委託する業務の内容について、仕様書には正確かつ詳細な記載となるよう改める必要がある。	平成29年度から、仕様書に詳細な業務内容を記載した。	措置済
結果	10	63	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	委託先事業者からの月次報告について、仕様書によると出勤簿及び翌月のシフト表を報告することとなっているが、実際に報告されているのは報告月の勤務日程表であり、職員の勤怠状況を把握できるものではない。 プラザにおける観光案内では、職員の勤怠状況がサービス水準に影響する。勤怠状況を事実即して把握すること、無理のないシフトが組まれていることを常に確認しなければならない。	平成28年度から、月次報告の際に出勤簿及び翌月のシフト表を提出させ、職員の勤怠状況を確認している。	措置済
意見	8	64	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	委託先事業者との随意契約理由として「施設開所から管理運営を受託しており施設の管理にも精通していること」を挙げているが、契約書や仕様書には施設の管理業務は含まれていない。よって、この部分は随意契約理由に該当しないと考えられ、見直す必要がある。	平成29年度から、契約時の随意契約理由を「施設開所時から運営を受託しており、施設の運営に精通している」に改めた。	措置済
意見	9	64	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	プラザの開館時間は毎日午前9時～午後7時となっているが、午後7時以降の新幹線を利用する人々にサービスが行き届いていない可能性が高い。ニーズを調査した上で、開館時間の変更や閉館後のパンフレット配置など、サービス向上に努める必要がある。	平成29年2月及び3月の午後6時台のプラザ入館者数を調べたところ、一日平均3.6名で開館時間を延長するほどのニーズがあるとは考えにくかったため、平成29年度から、閉館後の入口の前にパンフレットラックを設置している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	10	65	観光課	はちのへ総合観光プラザ運営業務等委託料	プラザの利用者数について、仕様書に定められている年間のプラザ利用者数に関する報告が行われておらず、仕様書に定める事業内容の履行となっていない。仕様書に違背する状態を作り出さないよう是正すべきである。	平成29年度から、仕様書に定められている年間のプラザ利用者数に関する報告を受けている。	措置済
結果	11	67	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業	「炭焼き、焼畑等の実証実験を行うこと」という仕様に対し、何をどう実証したか、その結果何が言えるのかなどの報告や数値データなどがなかったことから、委託先事業者に対しどのようなレベルの業務実施を求めるのか再確認した上で仕様書に明記する必要がある。	「実証実験」の段階は既に終わっていると判断し、平成28年度から、「実証実験」の表記を削除した。また、平成29年度から、体験プログラムや商品開発の推進等の業務内容が明確になるよう仕様書を修正した。	措置済
結果	12	67	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業	仕様書にある「食のデータベース構築に努めること」は努力規定であり、具体的な成果を求める記載とは言えないため、委託先事業者にどのような成果を求めるのか、委託事業の内容・レベルを見直し、仕様書を改定すべき。	平成29年度から、これまで作成したレシピを「あしたの楽校」ホームページに掲載し、検索・閲覧できるようにするよう仕様書に明記した。	措置済
結果	13	68	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業	契約書にある再委託禁止の条文について、一者随意契約であるにも関わらず委託業務の全部を再委託できるかのような内容になっているため、見直しが必要である。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、委託業務の全部の再委託を禁止する旨、契約書の条文を修正した。	措置済
意見	11	69	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業	委託先事業者は任意団体であり、法人格を有していないため、事業の継続性、透明性向上のために組織的な体制の整備状況について確認する必要がある。	平成29年度から、委託先事業者は、任意団体であっても事業の継続性や透明性を十分確保できる組織であることを、活動実績や収支報告書により確認している。	措置済
意見	13	69	観光課	伝統的生業を活用したグリーンツーリズム推進事業	委託先事業者は平成21年度から本委託事業を実施し、多くの知見・経験が蓄積されていると考えられることから、委託から補助事業に切り替えていくことを検討すべきである。	市が実施主体となって行うべき事業であり、他の実施主体に助成する補助事業には馴染まないと考えている。	現状維持
意見	16	73	観光課	種差海岸宣伝広告事業	委託先選定にあたり、選考委員が選考票に点数を記入しているが、全員鉛筆での記入になっているため、改ざん等を防止するためにペン書きにする必要がある。	行政文書の作成に当たっては、改ざんを防ぐために鉛筆等で記入しないよう徹底を図る。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	14	75	八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	警備業務仕様書に基づく提出書類の「警備内容ご確認書」に事故発生時の報告だけでなく、通常時の報告に関する記載をし、「警備内容ご確認書」の記載と根拠条文を確実に照合の上、仕様書の定めと実務が乖離しないよう、整合を図る必要がある。	平成29年度から、仕様書に基づき、「警備内容ご確認書」に事故発生時の報告だけでなく、通常時の報告も記載させている。	措置済
結果	17	77	八戸ポータルミュージアム	警備業務委託料	今後、入札における競争性を発揮させる余地の拡大を図るとともに、事業者間の公平性を確保するためには、指名業者の定期的な見直しと入れ替えが必要。	常駐警備と機械警備の両方が可能な登録業者全てを指名しているため、現時点で他業者との入れ替えは困難である。	現状維持
結果	18	79	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	本契約は一者随意契約だが、契約締結伺いの起案書に「見積り合わせをした結果、予定価格以内であったので～」という記載があった。起案書には正確な記載が必要であるため修正すべき。	平成28年度から、「見積り合わせをした結果」ではなく、「見積書を徴した結果」に起案の文言を修正している。	措置済
結果	19	80	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	仕様書に定める業務内容に「行事予定の更新等」で示されような事項があるが、この表現では委託先事業者の負うべき責任の範囲を読み取ることができないため、正確かつ詳細な記載に改める必要がある。	平成29年度から、仕様書の業務内容について「等」の使用を改め、業務内容を詳細に記載している。	措置済
結果	20	80	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	委託先事業者の実施する業務内容が記載された「貸館使用日当日及びレジ関係マニュアル」に釣銭誤りが生じた場合の対処法や高額紙幣を受け取った場合に発声による確認を行うかどうかといった点が規定されていない。また、マニュアルは平成23年7月に策定されたもので直近の実態に合っていない可能性もあることから、必要事項を追加するなど見直しが必要。	庁内他課のマニュアル等を調査した上で、業務実態を踏まえつつ、つり銭誤りなど非常時の対処法を検討し、平成29年10月にマニュアルを次のとおり改訂した。 (1)伝票と現金が合致しない場合は、速やかに事務室に連絡した上で、納付者に確認の連絡等を行う。 (2)発声確認は行わないが、高額紙幣を收受した際は、特に細心の注意を払う。	措置済
結果	21	81	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	仕様書において、委託先事業者は年次報告として業務完了報告書、インフォメーション利用者数の統計(年次)、研修報告書を提出することが定められているが、そのうち業務完了報告書及び利用者数の統計が提出されておらず、研修報告書は月次で報告されていた。	平成28年度から、仕様書に基づき、年次報告書として、研修報告書の他に業務完了報告書及び利用者数の統計を提出させている。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	22	81	八戸ポータルミュージアム	受付案内業務委託料	契約書第11条に再委託の禁止の条項があるが、当委託業務は委託業務の遂行が可能で実績のある業者が委託先事業者のみであるという理由から一者随意契約となっているため、再委託できる業者が他にあるかのような契約書の記載については見直しが必要。	平成29年度から、市の業務委託契約書作成例を参考に、委託業務の全部の再委託を禁止する旨、契約書の条文を修正した。	措置済
結果	24	84	八戸ポータルミュージアム	清掃業務等委託料	平成23年度以降、毎年度株式会社サンアメニティ八戸営業所が落札者となっていることについて、指名競争入札の効果があがっていないと懸念される。債務負担行為として設計額を計上すれば4月1日契約開始でも事務処理上問題なく進められるため、公平かつ透明な競争環境の整備に資するよう、一般競争入札の導入を検討すべき。	当該委託業務の性質上、当施設の適切な維持管理のために迅速かつ確実な事務遂行が求められるが、一般競争入札では、不良・不適格業者の排除及び迅速な選定等の点において、不利になると判断し、今後も指名競争入札で実施する。	現状維持
意見	21	86	行政管理課	固定資産管理台帳システム業務委託	見積価格と最低見積額の差を配点に反映させることで、事業者間の相対評価を行っているが、この方法では、提案者が一事業者の場合は、見積額と最低見積額が同額となるので、満点が付与されることになる。 事業者の評価においては基準点の7割を超過するか否かの判断も行っていることから、提案者が一事業者の場合にも、見積価格と見積限度額の乖離の程度に応じて点数が反映される方法が望ましい。	次回、公募型プロポーザルを行う場合には、提案者が1者の場合にも、見積価格と見積限度額の乖離の程度を点数に反映できるよう、評価方法を見直すこととする。	措置済
結果	26	91	行政管理課	庁舎清掃業務委託料	特別清掃が仕様書に定める回数を実施されたか明瞭に把握できるよう、所定の様式を定める必要がある。また、年間を通して、所定の回数が適切に実施されたことを把握するため、日次での報告だけでなく、月次の報告を受けることも検討すべきである。	平成29年度から、特別清掃報告書及び清掃業務月報の様式を仕様書に定めて、当該清掃の回数が適切に実施されたかを明確に把握している。	措置済
結果	28	94	行政管理課	電話交換業務委託料	委託業務の実態を適切に把握できるよう、本来の休憩時間と待機時間とを峻別した記載とし、時間帯ごとの配置人員数が仕様書に定める要件に合致していることを明瞭に示すなど、電話交換日誌の様式を見直す必要がある。	平成29年度から、業務に従事している時間、待機時間及び休憩時間が明確に分かる様式に業務日誌を修正している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	26	106	情報システム課	庁内LAN等管理業務委託料	平成27年9月の労働者派遣法改正により、派遣期間に制限が設けられており、その期間制限対象職員への対応検討が必要である。	平成29年度から、派遣職員を期間制限対象外職員に限定することとし、仕様書に明記している。	措置済
意見	32	119	商工課	企業人材育成事業委託料	事業実施3か年度において受講者が年々減少しているため、今後類似の事業を実施する際は、講座の内容を年によって異なるものとすることや、受講者アンケートによりニーズを把握し内容を改定する等、より需要を喚起する事業の実施方法を検討することが望ましい。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後類似の事業を実施する際は、より効果的な内容となるよう受講者アンケート等によりニーズを把握し、需要を喚起するよう実施方法を見直す。	措置済
意見	33	122	商工課	八戸港利活用戦略マーケティング事業	「八戸港利活用サービス向上に関するアンケート」の結果を受け、市は八戸港の認知度・利用度アップに向けた対応を図ることだが、このことに対する市の取組みとその成果について、外部者が把握できる対応を図っていく必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、八戸港の利用促進等を目的に、県・市・民間企業等で構成する八戸港国際物流拠点化推進協議会(事務局:八戸市)において、当事業の結果を基に、新たに八戸港の利用を検討している事業者へのポートセールス(企業訪問、情報発信等)を実施し、活動実績(対応状況)を平成29年4月に開催された同協議会総会で報告した。 また、八戸港の貨物取扱状況を、同協議会ホームページで公表している。	措置済
結果	35	123	産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	不採用となった2者への通知文について、表題に誤りのある公文書が送付されていた。市のチェック体制に問題がある。このような間違いが生じないよう十分に留意する必要がある。	平成29年度から、主担当及び副担当による複数でのチェック体制により、決裁文書等の確認を徹底している。	措置済
意見	34	124	産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	本委託事業においては「支給材料」「監督員」は必要とは思われず、必要性のないとするならばあらかじめ契約書から削除するなど、委託事業の内容に応じて見直す必要がある。	平成29年度から、委託事業の内容に応じた契約書に修正している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	35	125	産業労政課	新産業団地開発基礎調査委託料	本委託事業は、成果物型の業務委託に該当するため、成果物の著作権の取扱いを定めておく必要がある。	平成29年度から、成果物を求める委託事業の場合は、著作権の取扱いを契約書に規定した。	措置済
意見	36	128	産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	委託先事業者の選定については、公益目的事業比率の関係から委託先事業者を分けるのではなく、合理性が確保できるよう対応する必要がある。	平成28年度から、技術の高度化・展開に係る知見の保有及び地域企業等とのネットワークの構築等、各条件を満たす団体であることを理由に随意契約を行っている。	措置済
意見	37	128	産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	成果物型の業務委託においても、実績報告書を手続きすることが可能であれば入手しておくことが望ましい。そのため、実績報告書の提出を契約書もしくは仕様書に定めておく必要がある。	平成28年度から、金属粉末関連産業創造事業業務及び金属粉末関連試作開発事業業務ともに、実績報告書の提出を契約書に規定している。	措置済
意見	38	129	産業労政課	粉体関連産業創造可能性調査委託料	本委託事業は、成果物型の業務委託に該当するため、成果物の著作権の取扱いを定めておく必要がある。	平成29年度から、契約書に成果品の権利関係を追記した。	措置済
結果	36	131	産業労政課	産業立地推進地域人づくり事業	他事業者への委託については、再委託として事前に市の承諾を受けておく必要があったと考える。今後は再委託の取扱いに十分留意しておく必要がある。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、再委託を伴う業務を実施する際は、契約書に基づき市の事前承認手続きが確実に行われるよう適切に対応する。	措置済
意見	39	134	産業労政課	中高年齢者再就職支援事業	雇用対策事業が大幅な執行残となったことについて要因を整理し、今後、雇用対策事業等を行う際に生かせるよう総括することが望まれる。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、新たな雇用対策事業等が実施される際は、制度の周知や運営体制等の実施方法を工夫し、適正な事業規模となるよう対応する。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	40	138	福祉政策課	福祉バス運営委託料	<p>運行業務委託料が増加しているため、定期的に1件あたりの運行業務委託費を算定し、各団体が個別に貸切バスを手配し、その利用料金を市が補助する形態や、1回あたりの単価契約を検討するなど、事業の実施方法を見直すことが必要。</p>	<p>利用料金を市が補助する形態は、現在、市内及び近隣市町村には車椅子のリフト付きバスを所有する事業者がいないため、実現が困難である。 また、単価契約の検討については、貸切バス料金は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(H26.3.26付公示)」に基づき算出することとされており、これを参考に積算したところ、現在より割高となることから、当面は現状維持とする。</p>	現状維持
意見	41	141	生活福祉課	生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料	<p>本委託事業では、事業の成果として受け入れ人数、支援対象者数等を掲げているが、成果に関する市の考え方を明確にしておく必要があるため、目標人数に至らなかった原因の分析と次年度以降の改善策を検討する必要がある。</p>	<p>平成29年度に委託先と協議し、毎月の支援調整会議時に双方の考え方を整理した上で、翌月の短期目標を設定するとともに、前回掲げた目標の結果に対する評価・目標に届かなかった場合はその原因を分析し、改善策を検討することとした。</p>	措置済
意見	42	142	生活福祉課	生活保護者就労意欲喚起等支援事業業務等委託料	<p>委託先事業者が善管注意義務を果たしているかを検討する際には、コストの妥当性も検討する必要があるため、収支報告書の提出については、契約書に条項を加えるか、仕様書に定めておく必要がある。</p>	<p>平成28年度から、平成28年度の業務完了報告時に収支報告書を提出させている。 また、平成29年度から、収支報告書の提出を仕様書に規定している。</p>	措置済
意見	43	144	生活福祉課	生活困窮者自立支援事業業務委託料	<p>積算書ではパソコンのリース料を事業運営費に含めており、パソコンに要する費用は市が負担する形となっているため、仕様書の「5 前提条件」の文言は、「受託者の負担で用意することとし、」とするのではなく、「受託者が用意することとし、」などの表現にしておく必要がある。</p>	<p>平成29年度から、仕様書の「5 前提条件」の文言を「受託者の負担で用意することとし、」から「受託者が用意することとし、」に修正した。</p>	措置済
意見	44	146	こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	<p>「子育てつどいの広場運営業務委託契約」と「こどもはっち入場料徴収事務委託契約」の2つの契約をしているが、別契約にする必要性や特段のメリットがないのであれば、事務の効率化の観点から一本化することが望ましい。</p>	<p>平成29年度から、二つの委託契約を一本化し、「子育てつどいの広場事業等業務委託」として契約を締結している。</p>	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	45	146	こども未来課	子育てつどいの広場事業委託料	実績報告において、実施したイベントとその参加人数が記載されているが、この参加人数をどのように評価すればよいか、市として評価方法が確立されていないことから、目標人数・前年度の実績等との比較により、イベントごとの入場者数の分析・評価を行う必要がある。	平成29年度から、各事業者から毎月提出される報告によりイベントごとの利用者数を把握し、分析・評価している。	措置済
意見	48	151	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	市の説明責任を果たすほか、各子育て支援拠点の今後の活動内容を決定するために、イベントの参加者数の把握が必要であり、また、目標人数・前年度の実績等との比較により、イベントごとの入場者数の分析・評価を行う必要がある。	平成29年度から、各事業者から毎月提出される報告によりイベントごとの利用者数を把握し、分析・評価している。	措置済
意見	49	152	こども未来課	地域子育て支援拠点事業委託料	こどもの城保育園については、利用実績が他と比較して低調であることから、市と委託事業者とも利用実績の改善に取り組む必要があり、改善が困難な場合は、委託料の見直しを検討する必要がある。	平成29年度に、実績改善に向けた通知を対象事業者に送付するとともに、利用実績の改善方法について事業者と協議を行った。 その結果、利用実績の改善が見込めないと判断し、事業者と合意の上で、平成30年度から、委託事業ではなく、自主事業として実施することとした。	措置済
結果	37	156	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	随意契約ではあるが、設計金額の算定だけではなく予定価格を決定し、予定価格書を作成することが必要である。	当該監査対象であった平成27年度は財務規則上、予定価格書の作成が不要であったが、平成28年度の規則改正に伴い、予定価格書の作成が必要となったため、平成29年度から、予定価格書を作成の上、見積り合わせを実施している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	39	158	子育て支援課	放課後児童健全育成事業委託料	市条例において「放課後児童クラブの専用区画の面積は、児童1人につき概ね1.65平方メートル以上を確保するよう努めなければならない」とされているが、一部のクラブにおいてこれを大きく下回っている。そのため、所定の運営水準を確保し、適切な管理事務を確認するため、定期的な現地確認を実施することを制度化する必要がある。	平成29年度から、全クラブの現地確認を実施している。今後も、定期的に現地確認を実施し、是正等の指導を行うこととする。	措置済
意見	53	162	子育て支援課	児童扶養手当等新システム導入業務等委託料	システムの評価には、技術的な側面を含めた専門性が求められることから、システム導入等に際して、プロポーザル方式を採用する場合は、当該システムを使用する所管課の職員のほか、情報システム課の職員を評価者として含めることが望ましい。	平成29年度に予定している乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費システム導入にあたっては、プロポーザル方式を採用し、事業者の選定について、子育て支援課及び情報システム課の職員で行うこととし、実施要領を改訂した。	措置済
意見	54	163	子育て支援課	児童扶養手当等新システム導入業務等委託料	システムの構築コストの多寡を判断する際には、構築時の費用のほか、保守費用も大きな比重を占めることから、今後、システム導入等に際して、プロポーザル方式を採用する場合は、保守経費を含めたライフサイクルコストにて価格評価を行うことが望ましい。	平成29年度に予定している乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費システム導入にあたっては、プロポーザル方式を採用し、各システムの価格評価について、事業者より提出される経費見積書に記載された導入経費及び保守経費の合計で行う旨を選定基準に定めた。	措置済
結果	42	165	高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	契約書第3条に業務の実施施設を記載する箇所があるが、この記載について実施施設の名称の記載に誤りがあったが、契約書の文言の訂正が適切に行われていなかった。	平成29年1月に契約書の欄外に文言の加除を記述し、訂正を行った。	措置済
意見	55	166	高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	八戸グリーンハイツ生活支援ハウスと生活支援ハウスアイビスとの利用者数を比較した際、利用者数に差が見られる。その要因は両施設の利用料(食費)の差によるものと考えられ、その対応が必要である。	生活支援ハウスアイビスと話し合いの結果、平成29年4月から食費を八戸グリーンハイツ生活支援ハウスと同額の1食400円とした。(※生活支援ハウスアイビスでは、これまではおやつ代を含んだ金額として1食500円を提示していた。)	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	56	167	高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	平成27年度までの契約書に収入印紙の貼付がなかった。課税文書に該当するかどうかの判断は市においてもより慎重に行う必要がある。	介護保険制度におけるサービス契約は、請負契約と判断されないことから、これまで印紙を貼らずに契約を実施していた。平成28年度に税務署に確認したところ、課税文書に該当するとの見解により、平成28年度から、契約書に印紙を貼付している。	措置済
意見	57	167	高齢福祉課	生活支援ハウス運営委託料	現契約内容では、委託先事業者からコストに関する報告を受けることは、委託者の判断によるが、公費を委託料として支出していることから、支出金額の妥当性を検討するため、実績報告書を提出させる必要がある。	平成29年度から、契約書に実績報告書の提出を求める規定を追記した。	措置済
結果	43	169	障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	委託事業の実施に必要な経費(費用)が、具体的に定められていないため、対象経費を契約書、実施要領もしくは仕様書で定めておく必要がある。	平成29年度から、契約書に以下のとおり委託料の対象経費を規定した。 (委託料の対象経費) 第5条 委託料の対象となる経費は、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料及び広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他必要と認められる経費とする。	措置済
結果	44	170	障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	本委託事業においては、委託料の対象経費をあらかじめ契約書等で明確化しておくとともに、委託料の用途が適切なものだったのかどうかという事後の検証も十分に行う必要がある。このことについて、市のこれまでの対応は不十分であり、今後の対応に十分に留意する必要がある。	平成29年度から契約書に対象経費を明記した。また、平成28年度から、委託料の用途が適切かどうか収支決算書で確認している。	措置済
意見	58	171	障がい福祉課	障害者相談支援事業委託料	本委託事業に関しては、委託先の3法人とも平成28年4月10日付で完了実績報告書を市に提出しているが、完了実績報告書の提出義務が明文化されていない。業務終了後には完了実績報告書を提出する必要があることを契約書等に明文化しておく必要がある。	平成29年度から、契約書に委託先の完了実績報告書の提出義務を明記した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	45	174	障がい福祉課	障害者特定相談支援員育成事業委託料	委託契約書第8条に規定する主任者の通知を受けておらず、各受注者が実際に誰を主任者としていたのかが不明確な状況となっていたことから、正式に主任者を置くこと及びその結果についての通知を委託先事業者に求めておく必要があった。	緊急雇用創出事業として実施し既に終了しているが、今後、主任者を置く事業を実施する場合には、主任者に係る通知を委託事業者に提出させることとする。	措置済
意見	60	175	国保年金課	後期高齢者医療健康診査委託料	受診率は必ずしも高いとはいえず、受診率の向上に向けて継続的に対応していく必要があり、受診対象者や受診者の居住地、受診状況についてより詳細な分析を行うなどして、受診者の拡大に向けての対応を検討していくことが望ましい。	平成29年度から、受診対象者の居住地区別の受診状況及び受診しない理由を毎年度調査し、その分析結果を踏まえ、受診率の向上に取り組んでいる。	措置済
意見	61	184	健康づくり推進課	健康診断業務委託	健診センターの委託料より八戸市医師会の方が高いことについて、取引の実例価格や需給状況、履行の難しさ及び契約数量多寡等を考慮して予定価格を適正に算定し、予定価格と見積額を比較することで、見積額が客観的で妥当であることを確かめなければならない。	健診センター及び医師会との委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、平成29年度契約分から診療報酬点数に基づき算定している。	措置済
意見	62	186	健康づくり推進課	健康診断業務委託	平成27年度に健診センターの契約単価の見直しを行っているが、決定した単価の妥当性が検証できていない。予定価格(単価)を決定するにあたっては、民間施設も含めた複数施設から見積書等入手し、単価設定の計算式等の検証可能な根拠に基づいて計算するとともに、毎年見直し、競争入札を行う場合と同様に、より適正な設定を行わなければならない。	平成29年度から、県内自治体や健診施設等の料金を調査し、設定単価の妥当性を確認しながら診療報酬点数に基づく算定を行うこととした。 次年度以降も他都市等の調査を行い、単価の妥当性を検証していく。	措置済
意見	63	189	市民課	システム改修委託料	本事業の積算にあたっては、所管課である市民課がスペックを決め、事業者から参考見積書を得た後、情報システム課が審査を実施しているが、審査時点では、開発工数等に不明な点があるため、積算が妥当なものであったかについて確認しておくべきである。	本事業は平成27年度に終了しているが、今後、システム改修委託を実施する際には、予算要求時の情報システム課の審査に加えて、事業者が提出した日報等により確認を行い、積算額の検証を行う。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	64	192	防災危機管理課	消防団事務委託料	消防団事務の委託先である八戸消防本部の八戸市消防団等受託事務特別会計において、繰越金の増加傾向に歯止めをかけるべく、委託事務の執行状況を見ながら減額補正を行う必要がある。	八戸消防本部に対し、不用見込額の減額補正を行い、繰越金増加の防止に努めるよう平成29年5月に通知した。 これを受けて消防本部では、平成29年度から、毎年度不用見込額の減額補正を行うこととした。	措置済
結果	48	196	環境政策課	ごみ処理手数料徴収委託料	受託者は、徴収したごみ処理手数料から委託料相当額を差し引いた額を翌月の末日までに市に納入する必要があるが、納入が遅れている受託者がいることが常態化している。 市の督促が不十分である可能性もあり、市は納入が遅れている受託者に対し、より強い態度で臨む必要がある。	平成29年度から、翌月末日までの納付を徹底することとした。また、納付が遅れている事業者に対しては、速やかな納付を要請し、それでもなお、納付が大きく遅れている事業者に対しては、訪問により納付を促すこととした。	措置済
結果	49	197	環境政策課	ごみ処理手数料徴収委託料	現行では「履行があった日」を「委託事業者が代金を受領した日」として毎月末日に委託料を決定している。一方、自治令143条1項4号では「履行があった日」は「履行確認の日」とされている。上記から、毎月末日に履行確認を行う必要があり、その証跡を残す必要がある。	平成29年3月以降、毎月末日に履行確認を行っている。買上方式の事業者については、指定ごみ袋等配送業者から事業者への配送数を基に履行確認を行うこととした。また、預託方式の事業者については、月末にFAXや電話による販売数の報告を求めることとした。なお、報告がない事業者に対しては、電話連絡により履行確認を行った。	措置済
結果	50	199	環境政策課	特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託料	委託業務内容について契約書第1条では「別紙「特定外来生物・有害鳥獣調査等事業委託業務仕様書」による」と定めているが、仕様書名は「緊急雇用創出事業業務委託仕様書」となっており、両者が一致していない。契約書の文言と実際の仕様書名は一致させておく必要がある。	当該事業は、平成26・27年度のみの実施であり、平成28年度以降の実施は無いが、今後締結する契約について、契約書中の文言と仕様書の名称を一致させることを徹底する。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	54	212	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (排水路浚渫業務・廃棄物処分業務)	自治令第167条第3号を根拠として指名競争入札により行われているが、当該委託業務は一般競争入札に付することが不利とは認められないため、一般競争入札により実施するべきである。	一般競争入札の手順・工程等を確認し検討した結果、当該委託業務の性質上、環境保全、市民生活の安全維持のため、迅速かつ確実な執行が必要であることから、不良・不適格業者の排除、事務効率性、業務執行までの迅速性等の点で、一般競争入札に付することが不利であると判断し、今後も指名競争入札で実施する。	現状維持
結果	55	212	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (排水路浚渫業務)	交通誘導作業について再委託が行われているが、当該契約書第11条の規定に基づく、市の承認を行っていないため、再委託について市に承認を得よう求め、適切に承認する必要がある。	平成29年度から、契約締結後最初の打合せの際、業者に対し、再委託を要する場合は、契約書の規定に基づき書面による承認を得よう業者に説明を行うこととした。	措置済
結果	56	213	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (廃棄物処分業務)	廃棄物処分業務に係る業者指名の際、市内の汚泥の処分可能な業者であることを理由に、指名業者を2者に限定しているが、産業廃棄物処分業者名簿によると他にも業者は存在するため、対応可能な業者を限定せず競争入札とする必要がある。	八戸市に業者登録し、かつ市内に所在している産業廃棄物処分業者に対し、浚渫によって生じる生活排水を含む汚泥の受入れが可能かについて、平成28年度に聞き取り調査を実施した。その結果、受入可能とする業者は3者であったため、平成29年度はこの3者による指名競争入札を実施した。	措置済
結果	57	213	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (排水路浚渫業務)	排水路浚渫業務に係る業者指名の際、9者を指名しているが、その選定理由が明らかにされていないため、9者に限定した理由を明らかにするとともに、より競争性を高めるよう、業者を限定することなく競争入札とする必要がある。	平成29年度から、指名競争入札の業者選定に係る理由、選定過程等を決裁に明記することとした。 また、八戸市に業者登録し、市内に本店がある全ての中小企業(9事業者)による指名競争入札を実施した。	措置済
結果	58	214	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (廃棄物処分業務)	廃棄物処分業務に係る業者指名の際、業者指名理由の根拠としている廃棄物の処理及び清掃に関する法律について、引用条文を誤っているため、その原因を把握するとともに、今後は誤りがないか確認を徹底する必要がある。	平成29年度から、業者選定理由として法律による根拠を提示する場合は、誤りがないよう引用条文の内容を合わせて記載することとし、主担当・副担当の複数でのチェック体制により、引用条文について誤りがないか確認を徹底している。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
意見	68	215	港湾河川課	排水路浚渫等委託料 (排水路浚渫業務・廃棄物処分業務)	恣意的な業者選定ではないことを対外的に明らかにするため、選定理由を含む業者選定過程について、委託施行伺いに明記するなど議事録等を作成し、明確化するべきである。	平成29年度から、業者選定に当たっては、その理由及び選定過程について、決裁に明記することとした。	措置済
結果	61	221	契約検査課 (道路建設課)	測量等委託料	当該委託契約において、年間委任状を提出している2者の委任状原本が廃棄されていた。年間委任状には個人情報に記載されているため、前年度分は期間終了後廃棄する運用をしているとのことだが、予算執行に関する書類であるため、八戸市文書編集保存規程第4条の規定により、5年間保存すべきである。	建設工事及び建設関連業務委託に係る競争入札について、平成28年度からの電子入札の全面実施に伴い、年間委任状の運用が終了したため、平成28年度以降、当該書類は存在しないが、その他関係書類の保存状況を再確認し、文書管理の徹底を図った。	措置済
結果	63	224	道路維持課	除草委託料	指名競争入札の根拠法令としている自治令第167条第3号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができると規定しているものであり、本委託事業は、一般競争入札に付することが不利とは認められないので、一般競争入札により実施するべきである。	一般競争入札の手順・工程等を確認し検討した結果、当該委託業務の性質上、道路施設の適切な維持管理、市民の生活環境維持のため、迅速かつ確実な執行が必要であることから、不良・不適格業者の排除、事務効率性、業務執行までの迅速性等の点で、一般競争入札に付することが不利であると判断し、今後も指名競争入札で実施する。	現状維持
結果	64	226	道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	本委託事業を受託した協同組合八戸造園建設協会が剪定作業を組合員に行わせていることは、第三者に再委託していると解され契約書第13条の規定に反することになるため、委託者である市から承認を受ける手続きを適切に行う必要がある。	平成29年度から、契約書に基づく再委託の承認手続きの適正化を図った。	措置済
意見	73	228	道路維持課	街路樹剪定管理作業委託料	本委託事業は、旧八戸市区域と南郷区域に二分して発注されているが、契約金額の経済性や契約事務の効率性を図るため、契約を統合する必要がある。	平成29年度から、2つの契約を統合した。	措置済

指摘区分	番号	報告書ページ	所管課名	事業名	指摘概要	措置の実施状況	措置状況
結果	67	230	道路維持課	街路樹等維持委託料	指名競争入札の根拠法令としている自治令第167条第3号は、一般競争入札に付することが不利と認められるときに限り、指名競争入札によることができることと規定しているものであり、本委託事業は、一般競争入札に付することが不利とは認められないので、一般競争入札により実施するべきである。	一般競争入札の手順・工程等を確認し検討した結果、当該委託業務の性質上、道路施設の適切な維持管理、市民の生活環境維持のため、迅速かつ確実な執行が必要であることから、不良・不適格業者の排除、事務効率性、業務執行までの迅速性等の点で、一般競争入札に付することが不利であると判断し、今後も指名競争入札で実施する。	現状維持
意見	76	233	都市政策課	都市計画マスタープラン見直し及び立地適正化計画策定業務等委託料	都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定過程において得られた整理・分析データについて、市全体で共有し、各組織で有用と判断される情報については、各施策の立案などに活用されることが望ましい。	平成29年度から、計画策定過程において整理・分析した現在や将来の都市構造の評価結果を庁内データベースに掲載し、全庁的に活用できるよう情報共有を図った。	措置済